

2025年（令和7年）以後の適用 所得税コース改正一覧

項 目 2025年度	詳 細 内 容																				
給与所得控除額の速算表 体系【P.17】 申告 I【P.19】	税負担等を理由とした就業調整に対応するため、最低保証額の引き上げを行うこととなり、給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げることとなりました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和7年分以後</th></tr> <tr> <th>給与収入</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>190万円以下</td><td>65万円</td></tr> <tr> <td>190万円超 360万円以下</td><td>給与収入×30%+ 8万円</td></tr> <tr> <td>360万円超 660万円以下</td><td>給与収入×20%+ 44万円</td></tr> <tr> <td>660万円超 850万円以下</td><td>給与収入×10%+110万円</td></tr> <tr> <td>850万円超</td><td>195万円</td></tr> </tbody> </table>	令和7年分以後		給与収入	控除額	190万円以下	65万円	190万円超 360万円以下	給与収入×30%+ 8万円	360万円超 660万円以下	給与収入×20%+ 44万円	660万円超 850万円以下	給与収入×10%+110万円	850万円超	195万円						
令和7年分以後																					
給与収入	控除額																				
190万円以下	65万円																				
190万円超 360万円以下	給与収入×30%+ 8万円																				
360万円超 660万円以下	給与収入×20%+ 44万円																				
660万円超 850万円以下	給与収入×10%+110万円																				
850万円超	195万円																				
給与所得の源泉徴収税額表 簡易給与所得表 体系【P.88～91】 申告 I【P.21】	給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について様式が変更されています。 https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho_shorui/index.htm ※令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用します。																				
特定親族特別控除の創設 体系【P.40】 申告 I【P.46、97】	親等が所得控除を受けられないこと等を理由とした大学生のアルバイトの就業調整に対応するため、特定親族特別控除が創設されました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>親族等の合計所得金額</th><th>控 除 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超 85万円以下</td><td>63万円</td></tr> <tr> <td>85万円超 90万円以下</td><td>61万円</td></tr> <tr> <td>90万円超 95万円以下</td><td>51万円</td></tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td><td>41万円</td></tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td></tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td><td>21万円</td></tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td><td>3万円</td></tr> </tbody> </table> ※ 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用します。	親族等の合計所得金額	控 除 額	58万円超 85万円以下	63万円	85万円超 90万円以下	61万円	90万円超 95万円以下	51万円	95万円超 100万円以下	41万円	100万円超 105万円以下	31万円	105万円超 110万円以下	21万円	110万円超 115万円以下	11万円	115万円超 120万円以下	6万円	120万円超 123万円以下	3万円
親族等の合計所得金額	控 除 額																				
58万円超 85万円以下	63万円																				
85万円超 90万円以下	61万円																				
90万円超 95万円以下	51万円																				
95万円超 100万円以下	41万円																				
100万円超 105万円以下	31万円																				
105万円超 110万円以下	21万円																				
110万円超 115万円以下	11万円																				
115万円超 120万円以下	6万円																				
120万円超 123万円以下	3万円																				

2025年（令和7年）以後の適用 所得税コース改正一覧

基礎控除

体系【P.48】
申告Ⅰ【P.97】

物価上昇により実質的な税負担が増えることから、合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除の額を引き上げることとした。

また、低所得者および中所得者について控除額の上乗せを行うこととなりました。

令和7・8年分			令和9年分以後(大綱時)		
合計所得金額		控除額	合計所得金額	控除額	
132万円以下		95万円	132万円以下	58万円	
132万円超	336万円以下	88万円	132万円超 2,350万円以下		
336万円超	489万円以下	68万円			
489万円超	655万円以下	63万円			
655万円超 2,350万円以下		58万円			
2,350万円超 2,400万円以下		48万円	2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下		32万円	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下		16万円	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超		—	2,500万円超	—	

所得控除の所得要件の見直し

体系【P.43～48、
P.55～57】
申告Ⅰ【P.36、50、
82、85、90、92、97
ほか】
申告Ⅱ【P.34ほか】

基礎控除額の引き上げ、給与所得控除の最低保証額の引き上げ等を踏まえ、所得要件の改正を行うこととなりました。

人的控除の区分	所得要件(その他最低保障額)	
	令和6年分	令和7年分以後
雑損控除	48万円以下	58万円以下
扶養親族		
同一生計配偶者		
ひとり親の 生計を一にする子		
配偶者特別控除の 対象となる配偶者	48万円超 133万円以下	58万円超 133万円以下
勤労学生	75万円以下	85万円以下

※ 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用します。

2025年（令和7年）以後の適用 所得税コース改正一覧

生命保険料控除

体系【P.51】

申告 I【P.68】

子育て支援の観点より将来の生活資金の備えとして生命保険の遺族補償としての役割が高まっていること等から、子育て世帯への生命保険料控除の拡充を行うことになりました。

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、当該一般生命保険料控除の控除額の計算を次のとおりとなります。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は 12 万円のままととなります。

年間の新生命保険料	控 除 額
30,000 円以下	新生命保険料の全額
30,000 円超 60,000 円以下	新生命保険料×1/2+15,000 円
60,000 円超 120,000 円以下	新生命保険料×1/4+30,000 円
120,000 円超	一律 60,000 円

※ 上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税についてのみ適用します。